

生涯学習を支援するファンドのシステム化に関する考察

今西 幸蔵
(天理大学)

【要旨】

本研究は生涯学習活動の支援研究の一環として、学習活動を推進していく上で必要とされるファンドの問題を取り上げ、社会全体の中で費用の分担化が図れるようなファンドシステムを構築することを研究目的とした。ここでは新しい財政支援システムのあり方を構想するとともに、行政が実施している支援策を事例として研究した。研究の結果、ファンドシステムを構築するには、官民協働という視点に立って、支援基金制度の確立と効果的な運用を図ることが必要であることを解明した。その際、公平性や公開性に基づく協働に関わる視点を持つこと、学習活動に評価の観点を導入すること、官や企業からの多様な支援策が講じられる必要があること、民にも自助努力を求めること、さらに支援者相互のネットワークが重要であること等を提示した。

はじめに

生涯学習社会における公共的・公益的な市民活動（以下、市民公益活動）は、市民主体の地域形成において重要な役割を担うことが期待されるが、市民公益活動の多くは未だ発展段階にあり、その活動基盤は安定したものになっていないことが指摘されている¹⁾。

特に財政基盤の脆弱さがあげられているが、市民公益活動団体の自立に向けた財政支援策を講じることにより、団体を育成、支援していくことが急務であると考ええる。そのためには、市民公益活動が必要とする資金を制度的に提供できるようになれば、それは大きな生涯学習支援となるはずである。

従来、市民公益活動団体の多くは活動に必要とする資金を、運営費として行政からの補助金に依存してきた面があったと考えられるが、今日の行財政改革の中では、補助金制度の抜本的な見直しが求められ、行政が客観的に必要だと考える事業にのみ補助金が交付されるようになってきているのが現状である。こうした事態から、行政が多様な財政支援策を講じることが当然であり、一部の自治体では市民公益活動の自立支援に目的をもたせたファンドシステムを構築することが取り組まれ始めている。

そこで市民公益活動を促進させるための資金の提供を軸にした、新しい財政支援システムを具体化することが課題の一つとして考えられる。本研究においては、自治体における新しい財政支援システム向けの方策を構想し、資金を提供するファンドシステムの事例を研究対象としてきた。本稿で事例としたのは、大阪府大阪狭山市市民公益活動促進委員会の提案と埼玉県志木市による新しい財政支援方策の開発についてである。

大阪狭山市の場合は「生涯学習」と「協働」の二つの概念を新しい財政支援システムの基本概念として位置づけている点に²⁾、志木市の場合は官民協働の具体化として市税を公共サービスを分担する団体に還元するという「行政パートナーと税の還元」というコンセプトを提案している点に³⁾、本研究との関連性を認めたことによる。

1. 新しい財政支援システム構想の視点

(1) 生涯学習と生涯学習行政の質的向上と量的変化への対応

1990（平成 2）年の中央教育審議会答申が示されてから 14 年が経ち、この間に国民の中で生涯学習の捉え方が広がり、多種多様な市民活動の中で行われている学習活動が生涯学習の一環として位置づけられつつある。また個人への利益還元を目的とした学習要求だけでなく、公共性・公益性を伴った活動への学習要求が高まり、それが市民活動の重要な課題になろうとしている。そして行政の生涯学習化の進展により、生涯学習行政の役割が増大しつつある点においても、生涯学習は質的向上を遂げていると考えてよいだろう。

生涯学習は国民の自発性に基づく自由な学習活動が基本であるため、こうした学習活動を「学習サービス」として数量的に把握することは困難な作業であるが、学校教育、社会教育、企業内教育、職業教育等で実施されている教育や、多種多様な市民による学習活動の量的変化に注目する必要があると思われ、さらに、こうした活動が社会にもたらす効果を社会全体の中で把握し、その費用の分担について検討する必要があると考える。

(2) 公共サービスにおける社会的役割分担（協働）と新たな公共の創造

公共サービスにおける社会的役割分担（協働）のあり方や進め方については、昨年度の年報でも論じてきたところである⁴⁾。官民が協働の視点に立って公共課題に向けて共同責任をとり、サービスの供給者としての各々の役割を担っていくことが望ましく、そこでは新たな公共とされるような公共サービスの創造が課題となるであろう。

ところで、ここで提起したいことは、社会に提供されるサービスのあり方や進め方を問題にするだけでは、公共の形成に向けての社会的担保が不足するのではないかという点である。公共を担う各主体が必要とする「学習」機会の確保については、「公共財」という観点から捉えられるべき性格のものと考えてよいだろう。その観点からみると、学習コストの問題は重要であり、学習経費負担のあり方について検討する必要があるのではないかと考える。

(3) 生涯学習の振興と評価の観点に立ったファンドの活用

公共的・公益的な性格をもつ市民公益活動が、生涯学習を基盤として成立するためには、またその振興を図るためには、生涯学習の観点に立った評価機能を活用することが重要であると考えられる。ファンドを必要とする市民活動の目的が公共的・公益的なものであり、活動の自立に向けての支援を求めるものであるならば、そのことを明確に評価することが望まれる。市民活動団体自身や第三者機関等が、目標達成度、自立度、社会的効果等を測定し、その結果をふまえて必要とされるファンドの活用を図ることが重要であろう。

2. 新しい財政支援システムの構想

1996 年に OECD は『万人のための生涯学習』の中で財政支援制度構想とそのモデルを示しているが、そこで財政支援のための理論モデルについて次の 6 点があげられている⁵⁾。

- ①引き出し権モデル（drawing rights model） ②バウチャーモデル（voucher model）
- ③競売モデル（auction plans） ④雇用者経費負担モデル（single-employer financing）
- ⑤自己負担モデル（self-financing） ⑥準財政的資金モデル（parafiscal funds）等である。

これらのモデルについては白石の紹介があるが、①の引き出し権モデルは、収入移動保障システムという考え方に立って、個人的な仕事、教育やレジャー等について調整、配分、融資するもので、個人の求める学習に計画的にファンドを提供する考え方を示している。

②のバウチャーモデルは、教育エンタイルメント（利益または権利を受ける資格⁶⁾）としてあらわされている。教育と訓練の供給者にファンドを提供する代わりに、政府が個々の資格またはバウチャーを割り当てるというものである。

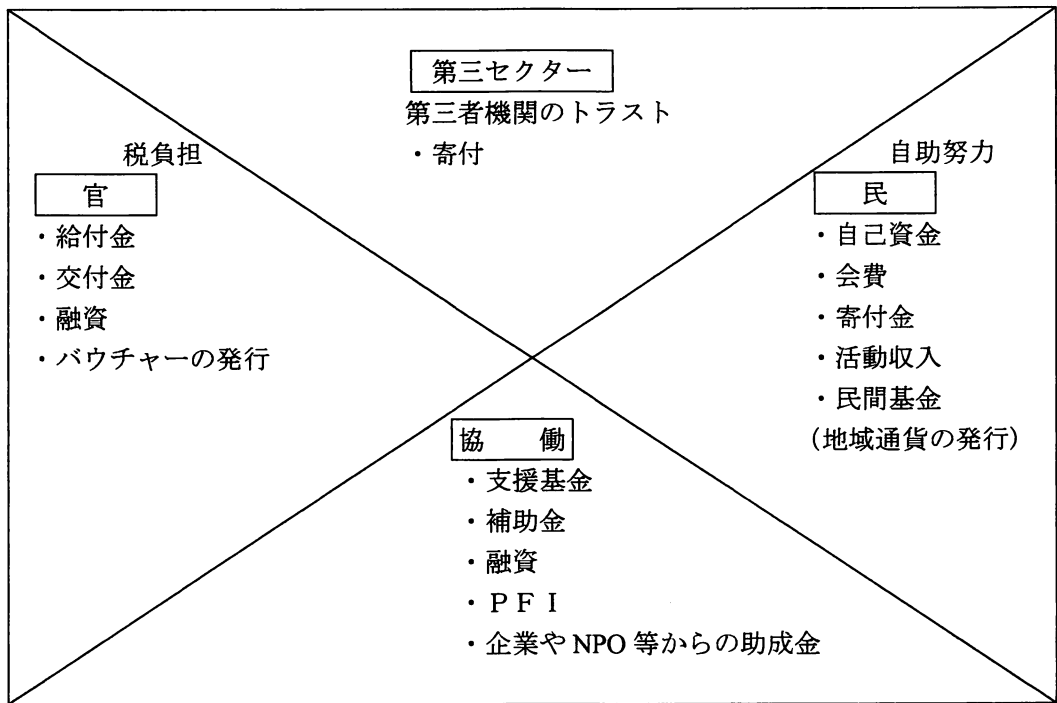
③の競売モデルは、例えば大学等の教育と訓練を提供している機関が、学生を獲得するために政府に付け値を申し出るというような考え方に基づいている。

④の雇用者経費負担モデルは、雇用者が経費負担するというモデルであり、利面と不利な面の両方があるとされる。懸念されることは、労働者の参加に必要とされるファンドは雇用者の意欲で決定するということである。

⑤の自己負担モデルについては、学習者自身が自己資金を活用して教育や訓練に要するファンドを支払うことを要求されるというモデルである。この場合、貧困な若年層や他の不利な条件に置かれているグループの学習要求に対して強い抑制要因が働くことになるとされる。多くの OECD 参加国は「ローン・補助金モデル」を運営し、そのため特定目標グループの参加は、公的なファンドをとおして促進されることが示されている。

⑥の準財政的資金については、私的ならびに公的な雇用者経費を支払うことを要求するというものである。但し、このアプローチには不利な立場にある集団や失業者等の学習が奨励されないという欠点があると指摘されている。

ここで紹介したモデルは、主に成人教育についての支援策であるが、こうしたモデルを参考にして新しい財政支援システムを構想したのが以下の第1図である。



第1図 新しい財政支援システムの構想図

第1図では、主体となる支援者を「官」「第三セクター」「民」と「協働」の四つのアクターとして捉え、それぞれの財政支援の方策を示している。

第一に、国や地方公共団体のような「官」からの資金提供としては、まず国や地方公共団体による各種の給付金が考えられる。既に「教育訓練給付金」等のリカレント教育に関わる支援策が存在し、これは、①の引き出し権モデルに該当するものとして考えられよう。

また国からの地方交付税のように、使途が自由な交付金を各種団体に交付するという形もあり、バウチャーモデルに近い性質をもつ。たとえば「まちづくり交付金」として交付されているような場合は、地域において当該地域住民の総意に基づき、連携・協力して活動を行うような「コミュニティ運営協議会」を設置し、地域住民の福祉の増進、まちづくりの推進や市政の円滑な運営に寄与する活動に資金交付される。こうしたケースでは、交付金額は世帯数等で決定される。また融資については、各市民活動団体に対して地方公共団体から融資措置がとられることを示しているが、問題となるのはその担保であろう。

このほかバウチャーの発行という方法がある。以前「地域振興券」が発行されたことがあったが、「市民活動振興券」「生涯学習振興券」を対象者全員に発行するようなケースをいい、国や地方に関わらずに広範囲の人々が振興券を入手して活用することになる。

第二に「第三セクター」からの資金提供を示しているが、これは地方公共団体が設置している財団のような第三セクターが助成金を交付する場合や、第三者機関によるトラストの管理・運営によって、寄付金が特定の組織に付与される仕組みによる資金の調達をいう。

第三に「民」自身による資金提供というならば、活動資金の獲得を自助努力により達成することになる。具体的には個人や団体が提供する自己資金や会費等の収入である。民間からの支援資金（おおむね寄付金）、あるいは活動によって得られた事業収入等がある。

また直接的支援ではないが、地域通貨の活用によって必要とするものが入手できるような仕組みがあることも間接的支援として取り上げてよいだろう。

第四に官民の「協働」関係での資金提供では官民双方からの支援策が可能となるが、「協働」の視点に立った官から民への財政支援策には、①個人や団体が会費等の自主的財源の確保を図ることを可能とする支援、②事業の発展・拡大に向けた支援、③行政との共同による委託事業と受託の推進、④基金を含む補助金等による資金提供、⑤行政との事業共催、⑥税の軽減措置、⑦行政による融資制度、⑧公的施設等の提供による連絡・活動場所の確保、⑨人的資源の提供、⑩各種のノウハウを含む技術的支援の提供等が考えられる⁷⁾。

次に、団体支援基金制度や連動する新しい補助金制度の事例を報告することにより、新しい活動資金支援方策について考えていくことになるが、民間による基金提供（例えば、㈱松下電器産業と NPO 青少年育成支援フォーラム（JIYD）との協働による「Panasonic&JIYD 子どもサポーターズ☆マッチング基金」、松下電器と NPO 地球と未来の環境基金（EFF）との協働による「Panasonic&EFF 環境サポーターズ☆マッチング資金」等）が参考になる⁸⁾。また PFI による民間資金の活用等も今後の検討課題となるであろう。

3. 自治体による市民活動促進支援策

(1) 大阪狭山市の団体支援基金制度の場合

大阪狭山市は大阪府の南部に位置する人口 5 万 7 千人強の町で、古くから都市近郊の農業で栄えてきたが、現代では大阪市への通勤者が多く居住する郊外都市に当たり、市域は

東西 2 キロ、南北 6 キロで、下水道の普及率は 99.5 % に達する。教育環境をみると、小学校 7 校、中学校 3 校、高等学校 1 校、それに大学が 2 校所在する。ボランティア活動などの市民の生涯学習活動においては、福祉、保健、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境保護、地域活動等の各種の領域での活動があり、既に NPO 法人の数が 12 団体となっている。また非営利公益市民活動団体には、子ども会育成連絡協議会、文化協会、体育協会、婦人会等の社会教育関係団体（8 団体、加盟 107 団体）、社会福祉協議会に關係するボランティア団体が 18、社会教育施設に拠点をもつグループやサークル数が 148、その他スポーツリーダー会もある。こうしたグループやサークルを合わせると総数で 280 団体もあり、このことから同市の生涯学習活動が、市民活動の基盤を形成していることが理解できる。

同市の各 NPO 団体や商工会が組織している「狭山池まつり実行委員会」が毎年 5 月頃に取り組んでいるイベント「さやま池まつり」に、市の内外から約 3 万 5 千人が参加する。

同市の市民活動促進支援の経緯をみると、2000 年 12 月に大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会を設置し、NPO やボランティアの協力を得て市民活動の現状と課題を調査し、さらに懇話会において調査結果を分析し、活動の活性化に向けての基本的な理念を討議し、その結果を「市民公益活動促進に関する提言」（2001 年 8 月）という形で総括している。この懇話会の提言を受けて、同市は「市民公益活動促進条例」を制定し、条例の中で市による財政的支援について規定し、その具体策の一つとしてのファンドづくりを市民の代表等 15 人からなる市民公益活動促進委員会（以下、促進委員会）に諮問している。

大阪狭山市の「市民公益活動促進条例」の基本となる考え方は、「市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする⁹⁾」ような市民公益活動の促進を図ることにより、市民の自発性と自己責任を基調とした公共サービスを創造することである。

促進委員会では市民活動促進のための資金的支援のあり方が検討されてきたが、中でも補助金に対する考え方と運用が課題とされ、①市民公益活動を促進するための補助金制度のあり方、②市民公益活動団体支援基金のあり方、についての具体策が検討されてきた。

この新しい補助金制度の内容については昨年¹⁰⁾の年報で報告しているところであるが、制度運用上の課題として補助金の原資となる支援基金の獲得の問題があり、それはファンドのシステム化を図る上で不可欠な事項である。この問題について促進委員会は、官民協働の視点に立った補助金制度を確立することで解決しようとしたのである。

同市にはこれまで 70 を超える各種の補助制度があり、その総額は年間 4 億 3 千万円に達する。公募、準公募、あるいは非公募といった分類があり、他の市町村と同様の補助金制度が機能していたが、従来型の補助金の一部であった文化活動と地域福祉に関わる領域の補助金について、平成 16 年度予算要求から新しい制度（団体支援基金制度）に移行したのである。

新しい団体支援基金制度では、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が資金を提供することになる。第 1 表に他の自治体の現状についても示しているが、大阪狭山市の団体支援基金制度は、寄付金額と市が同額の資金を提供するマッチング・ギフトの考え方に立っている。このマッチング・ギフト型基金は、地域創造につながる協働型基金と呼ばれるものであり、市民が市の一般財源の使途に直接的に関与できるという特性をもつ。大阪狭山市では、原資として市の予算で 200 万円を準備し、市民から寄付行為でもって資金提供を

	名称	根拠	目的	資金	助成の概要			14年度実績	備考
					対象者	対象事業	金額		
1	いたばしボランティア基金(板橋区H12年3月)	いたばしボランティア基金条例	区民とともにボランティア活動を推進し、もって区民の福祉の向上に資する	・金額寄付 ・約1,000万円ですター ・現在高約2,340万円	ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人	①ボランティア団体・NPO等の先駆的・モデル的事業 ②ボランティア活動にかんする区民意識の醸成事業 ③青少年や高齢者のボランティア活動参加促進に関する事業 ④NPO法人の設立(設立に係る経費)区内又は区民対象のもの	必要資金の2分の1以内、上限20万円	12団体、170万円	助成は16年度から実施
2	かながわボランティア活動推進基金21(神奈川県 H13年4月)	かながわボランティア活動推進基金21条例	公益を目的とする事業に自主的に取り組みボランティア団体等の活動を推進する	・県が持つ債権を乱用、総額約100億円 ・この運用収益を経費にあてる	ボランティア団体等⇒NPO法人、法人格を持たない団体、個人(要件あり)	①協働事業負担金 ボランティア団体等と県が協働して行う公益を目的とする事業への負担 ②ボランティア活動補助金 ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業 ③ボランティア活動奨励賞 活動が顕著なボランティア団体等の表彰	①対象事業経費から国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1,000万円のいずれか低い額を上限 ②対象事業経費から国又は地方公共団体の他の補助金を控除した額の2分の1と200万円のいずれか	14年度公募 ①8件、5,987万円(予定、15年度事業) ②10件、1,740万円(予定、15年度事業) ③6件	
3	犬山市市民活動支援基金(H13年4月)	犬山市市民活動支援基金に関する条件	自主的かつ積極的な市民活動促進を目的に活用する	・市民からの寄付金は1,000万円 ・市の積立金500万円と助成金100万円		①市民活動の普及啓発事業の経費 ②市民活動を支援する事業の経費 ③その他市民活動に関する事業の経費			
4	宮崎市民活動支援基金(H13年4月)		市民のボランティア活動や市民活動に対して財政的支援をする	・原資1,000万円 ・市民の寄付金積立に同額の市費を上乗せするマッチングギフト方式					
5	杉並区NPO支援基金(杉並区 H14年4月)	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	NPOに対して、活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進する	・当初、区100万、寄付100万の200万円 ・15年度以降は寄付のみ	区にあらかじめ登録したNPO法人	NPO法という非営利活動に係る事業		7団体、84万9千円	寄付者は活用先(団体)を希望できる
6	みなとパートナーズ基金(港区H14年4月)		公共及び公益活動の促進を目的としたボランティアやNPO団体を育成する	・当初積立金 1億円		NPO活動助成事業 ①自立支援事業 ②区との協働事業			
7	池田市公益活動促進基金(池田市 H14年4月)	池田市公益活動促進に関する条例	公益活動の促進に要する経費に充てる	・基本部分は市 ・寄付金と、寄付金と同額(上限あり)を市が支出し積み立てるマッチングギフト方式	公益活動団体で、市に登録している団体	①公益活動 ②公益活動を促進するための活動(指定団体の行うものに限る) 助成対象経費の規定あり	①2分の1以内、限度額20万円 ②全額、前年の寄付金の2分の1を超えない、限度額500万円	①12件、57万7千円 ②2件、63万4千円	
8	宇都宮市市民活動助成基金(宇都宮市 H14年10月)	宇都宮市市民活動基金条例	市民活動助成事業の財源にあてる	・原資、市費500万円 ・1年間の寄付金と同額を次年度に市費で上乗せするマッチングギフト方式	市内で活動する6名以上で構成され、規約又は会則の定めのある市民活動団体(登録必要) ①幼生期コース(立ち上がり支援)これから事業を始めようとする団体 ②羽生期コース(ステップアップ支援)結成後2年以上経	①新規事業への取り組み ②新規事業への取り組み又は事業の拡充 助成の範囲は、事業経費(講師謝金、会場使用料、消耗品等)を対象とし、人件費などの組織運営費は対象外	助成対象経費の50パーセント以内 ①上限10万円 ②上限30万円 総額200～600万円(寄付額による)	(15年度) ①7件 ②5件	助成は16年度から実施
9	大阪狭山市市民公益活動促進基金(大阪狭山市 H16年4月)	大阪狭山市市民公益活動促進基金条例	市民公益活動の促進	・1年間の寄付金と同額を次年度に市費で上乗せするマッチングギフト方式 ・原資200	ボランティア団体、市民活動団体NPO法人等	福祉、環境保全、青少年育成、文化・芸術の振興、国際交流などの市民公益活動	①上限500万円		

第1表 全国の地方公共団体の基金制度

受けることができる。また、団体支援基金の 500 万円という上限を設定しているが、生涯学習の振興によって市民活動が進展すると基金は増額されることになる。

こうした性格の団体支援基金が成立するためには、市民からの寄付が重要であり、多くの賛同者の存在が必要である。市の広報・広聴をとおして市民全体に広げることが前提であるととも、団体支援基金に関する情報公開も課題となる。

平成 16 年度においては、大阪狭山市市民公益活動促進条例に従って、団体支援基金制度が具体的に機能している。同市では 300 万円の予算が組まれ、計 18 団体から 500 万円を超える補助金交付申請があったが、実際には 12 団体に対して事業補助が実施され、年度末には事業実績報告書が出されている。

ところで補助金については、事業が完了する段階で資金提供がなされる仕組みになっている。このことは後の(3)で述べるように、評価の機能を活用した制度であるということが理由の一つであるが、補助金を求める団体の側に立つと資金の入手が 1 年間遅れるという問題を発生させる。予定された活動のために必要な資金が十分ではないということになり、活動を阻害する要因となり得る。そこで提案したいことは、基金の一部を運用して補助金交付を認められた団体（補助金の予定額を担保とする団体）に融資できる制度を確立することである。こうすれば阻害要因が除去できるだけでなく、融資で得た金利を基金に組み込むことも可能となり、ファンドのシステム化につながることになる。

(2) 志木市の行政パートナー制度の場合

志木市は埼玉県南西部に位置し、今年で市政 35 年を迎える人口約 6 万 7 千人の郊外都市である。東京等に通勤するサラリーマンが多いとされ、大阪狭山市とよく似た立地条件にある。教育環境は、小学校 8 校、中学校 4 校、高等学校 3 校である。

志木市を事例として取り上げたのは、市民公益活動団体に委託料を提供することにより市民活動の活性化を図ろうとする「行政パートナー制度」をモデルとした点と、同時に市民が市政に参画するための場として機能する「市民委員会」に注目したからである。

この市民委員会は、住民サービスの主体を行政から市民に転換を図ることにより、官民協働の考え方でローラーニングコストのまちを実現することを目的として設置された。

同市は 2001 年 10 月に全 5 条からなる「市政運営基本条例」を制定し、条例の目的、基本理念、まちづくり活動支援、情報の共有、市民参画を示した。公募市民による市民委員会をみると、委員のメンバーは無償で活動することが原則で、必要な経費は市の補助金から支出される。2005 年度は 228 万円となっている¹¹⁾。

同委員会の従前の活動をみると、各種部会活動や市長への報告と提言等を行っているようであるが、市民委員会が市長の依頼のもとに予算を検証、積算して市議会に提出するという、全国的には、ほとんど実施されていない取組がある。

ところで「行政パートナー制度」は、市民公益活動団体を市と対等な行政パートナーとして位置づけ、行政業務官民シェアリングを追求していこうとする考え方である。

具体的には、市民公益活動団体は市に登録申請し、市が提示する協働業務に応募することになる。市と委託契約を結ぶことになった団体はパートナーシップ協定を締結し、行政パートナーとして一定の業務研修を受けた後、行政の協働運営者として協働業務の実施にあたることになり、それを第三者機関が評価するというシステムである。

市の広報では「行政パートナー制度」として説明されており、「市では、行政パートナーが提供するサービスの対価として、支払った市税の一部を還元することにより、市民全体が活力のある元気でやさしいローコストの志木市を確立します。¹²⁾」としている。

市からの委託業務の内容は、当面は施設（市役所の総合窓口、郷土資料館、いろは遊学館、運動場、公民館等）の管理運営業務と選挙管理事務等であり、時給 700 円でボランティアとして市民が働くことになるが、支給対象は個人ではなく公益市民活動団体である。

官民協働という視点から、官のパートナーを市民活動団体として個人を対象としない点に留意する必要がある。雇用関係で形成されないような官民相互の協働関係、責任の所在等の副次的な効果が発生するからである¹³⁾。この制度のほかにも、NPO 支援事業として、「元気のでるまちづくり活動報償金支給事業」、「借り上げバス事業」や「コミュニティ物品貸し出し事業」等があり、地域団体の市民活動や生涯学習活動に経済的支援をしている。

(3) 財政的支援における評価と学習性

次に市民活動への財政的支援を進める中で、事業評価が活用されている大阪狭山市の事例を検討してみよう。

1) 市民活動促進補助金の申請時における評価

市民活動で補助金を得ようとする団体は、その申請をする段階で申請事業が審査を受けることになる。各団体から提出された書類とプレゼンテーションを実施することにより、審査委員会が評価を行う。

この評価項目については、新しい補助金制度の趣旨に基づいた審査基準が設けられており、「事業計画の評価」の観点から、①社会貢献度 10 点 ②発展性 5 点 ③計画性 5 点 ④先駆性 5 点 ⑤波及性 5 点 ⑥自立目標度 5 点 ⑦情報開示度 5 点 ⑧プレゼンテーション(発表内容) 5 点の 8 項目にわたっている。

また補助金の交付を希望する団体には自己評価を求めており、①団体目的との適合性 ②計画の実現性 ③意思決定の公正性 ④人員計画と確保、訓練 ⑤パートナーシップ ⑥資金調達 ⑦施設(場所)、情報収集の 8 項目がその評価領域となっている。

2) 活動促進補助金交付決定事業の期中評価

平成 16 年度では、交付決定事業が実施されている期間中に促進委員会のメンバーが現地訪問して聞き取り調査等を実施し、審査委員会に報告することにより事業評価を行った。

調査項目については、①事業実施場所の確認 ②事業目的の確認 ③事業対象者(人数)の状況 ④事業対象者への対応 ⑤協力・連携団体とのコミュニケーション状況 ⑥事業内容の確認 ⑦広報活動場所(設置場所・分かり易さ等):ポスター掲示、チラシ配布、参加申込書の配布、市広報誌への掲載、ミニコミ誌への掲載、その他に掲載の場合の情報媒体名等 ⑧事業対象者から入ってくる情報や気づいたこと等がある。

こうした調査の実施の際に、生涯学習の観点に立った形成的評価の機能を活用することを重要なポイントとしている。たとえば自己評価の視点として、①意思決定の公正性 ②効率的、効果的な事業運営 ③課題・問題への対応 ④パートナーシップ ⑤広報活動 ⑥市民参加度 ⑦協賛金等資金提供者への対応 ⑧事業対象者とのコミュニケーション ⑨事業記録の 9 項目があるが、こうした視点から事業経過を分析し、事業が形成的に発展しているか否かを自ら評価し、到達目標の達成に向けて努力することを求めている。

3)活動促進補助金の決算時における評価

年度終了後の2005年4月中旬に、「市民公益活動促進補助金交付事業報告会」が行われた。こうした報告会も含めて行政、当事者団体および促進委員会の相互が総括的評価を行い、その結果をふまえた補助金の削減等を措置している。

評価項目については申請時における評価が準用したものであり、内容は①目的の達成 ②有益情報の獲得 ③予算執行状況 ④事業対象者の満足 ⑤プロセスの点検(計画過程) ⑥フィードバック機能の活用 ⑦ネットワークの構築 ⑧プラス効果 ⑨達成感成就の9項目にわたっている。

結果として、300万円の予算の分配を受けた12団体の中には、自立度を高めた結果、自己資金のみで事業経費を賄ったり、節約に努力したり、また事業計画を一部変更する等の理由により40万円を超える余剰金を発生した。この結果は、補助金とは市民活動への自立支援であるという考え方に立つと、その目的が理解されていることであり、新しい補助金制度がめざす効果があらわれたことを実証するものといえよう¹⁴⁾。

4. 考察と今後の課題

これまで生涯学習社会での市民活動に関わる事業の財政支援策として、官民協働の視点に立った支援基金や補助金制度等の具体策について述べてきた。事例とした大阪狭山市や志木市のように、各自治体では一定程度の枠組みができつつあるが、市民活動が必要とするファンド全体をシステム化するには今後さらなる検討が必要となろう。

また公共的・公益的な市民活動や生涯学習活動の推進には、各方面からの財政的支援はもちろんのこと、市民活動の場の獲得、情報収集及び情報提供等の市民参加のシステムづくりが求められるだろう。そうした活動に対する自己評価や第三者評価制度の導入及びその具体化等の模索が求められる。各地方公共団体においては、生涯学習推進計画との融合、連携といった視点からの財政的支援も望まれる。

これまで述べてきた事柄から問題点や課題を抽出し、考察すると以下ようになる。

①新しい財政支援システムを構築するには行政の支援が不可欠であること。②従来型の行政依存的な補助金制度から官民協働型の補助金制度に改変する必要があること。③官民協働型の補助金制度に生涯学習の考え方を導入していく必要があり、さらに生涯学習評価をとおして制度の公平性や公開性を高め、説明責任を明らかにしていくこと。④官民協働型の補助金制度の基盤となるのは団体支援基金制度であり、この制度の維持・発展のためには行政からの拠出金以外に寄付行為や融資等による資金の運用を図る必要があること。⑤新しい財政支援システムを成立させるには総合的な財政支援策を講じる必要があり、税の還元や交付金等の多種多様な行政・企業からの支援策が求められること。⑥民の自助努力によって経費節減が図られるだけでなく、自立した活動の主体に近づくという本来の民のあり方が見えてくること。⑦官・民・企業が一体となってネットワークを構築することによりファンドのシステム化を図ることが重要であること。

最後になるが、本稿で提起した問題は、市民活動・生涯学習活動に対する財政支援をシステム化しようとする試みの検討である。新しい財政支援システムの構想については、OECDによる生涯学習支援のための財政支援モデルなどを参考にしたが、主として生涯学習の視点に立った市民活動を対象にしたものである。

本構想では学校教育や社会教育等の生涯学習活動は除いているが、進展する教育改革の中で今日ほど教育に関する財政上の問題が俎上に上がる時代はない。学校教育に関しては、義務教育費国庫負担金の削減という問題があり、社会教育においては指定管理者制度の導入に関わる諸問題がある。こうした教育に関わる財政上の問題には、税の分配という重要な問題があり、我が国の生涯学習体系の中での「学習財」に対する費用負担あるいは分担の考え方は、今後、国民的コンセンサスを得ていくことが望まれるであろう。

財政上の問題を考えていく視点として、まず受益者が個人なのか、公共なのかといった問いかけにはじまるが、たとえ個人の生涯学習の成果であったとしても、その成果の社会還元、いうならば公共性の獲得が求められている生涯学習社会においては、その学習コストの大部分を個人が負担するのではなく、一定程度は公的負担（官だけを指すのではない）ということが求められるべきであると考ええる。ただし、その学習目的、学習成果の方向性等からケースバイケースで客観的に判断することが必要であることはいうまでもない。

最後に、ここでは多様な財政的援助の方法と構想を示したが、援助方法の組み合わせ方によって、長期的に財源の確保を図れるような方策の検討を次の課題として考えている。

注記・引用文献

- 1) 例えば井上豊久「民間の生涯学習支援者の位置と役割」（鈴木真理編『生涯学習の支援論』学文社，2002，pp90-93）など
- 2) 「市と市民・市民公益活動団体の協働によるまちづくりの進め方」大阪狭山市市民公益活動促進委員会，2003年10月20日
- 3) 「地方の自立を図る『地方自立計画：行政パートナー』の導入」志木市ホームページ，<http://www.city.shiki.saitama.jp/html/topics/gyouseipartner-01.html>，2005年4月4日参照
- 4) 拙稿「新たな公共を形成する『協働』概念に関する考察－市民公益活動に対する新しい補助金制度－」（『日本生涯教育学会年報』24，pp55-70，2003）
- 5) OECD, *Lifelong Learning for All*, OECD Publications, 1996, pp243-245
原著の翻訳については、拙訳とともに、白石 裕『分権・生涯学習時代の教育行政』（京都大学学術出版会，2000，pp246-253）を参考にした。特に同書で示されたモデル名（訳）を本稿で使用している。
- 6) 前掲書5)で白石により説明された内容を引用している。
- 7) 前掲書4)のp62
- 8) 社会貢献／松下電器産業株式会社 <http://matsusita.co.jp/ccd/psmf.htm>，2004年2月25日参照
- 9) 「大阪狭山市市民公益活動促進条例」第2条，2002年6月26日
- 10) 前掲書4)のpp63-67
- 11) 「埼玉県志木市視察報告書」大阪狭山市都市間市民交流協会，2005年4月，p2
- 12) 注3)参照
- 13) 前掲書11)のp6
- 14) 前掲書4)のp68